

年金手帳再交付申請書

【手続概要】

年金手帳を紛失、き損したとき、または届出によらず、住民基本台帳ネットワークの異動情報に基づき、氏名変更が行われたときに、被保険者が年金手帳の再交付を申請するためのものです。

【添付書類】

き損または届出によらず住民基本台帳ネットワークの異動情報に基づき、氏名変更が行われた場合は年金手帳

【留意事項】

- ① 「氏名」欄について、氏名の記載は必須となりますが、事業主が被保険者本人の届出の意思を確認し、「住所」欄の下部（余白部分）に「届出意思確認済み」と記載した場合は、被保険者本人の署名（または押印）を省略することが可能です。
- ② 入社の際、再交付を申請される場合は、この届書の「現に被保険者として使用されている（または最後に被保険者として使用された）事業所の名称、所在地（または船舶所有者の氏名、住所）欄には、入社される直前に被保険者として使用されていた事業所の名称、所在地等を記入して下さい。
- ③ 過去に国民年金、厚生年金保険または船員保険に加入したことがある方は、この届書により年金手帳の再交付を請求できますが、共済組合のみ加入の方は、年金手帳ではなく、「基礎年金番号通知書」の再交付を請求することになります。
この場合、お近くの年金事務所へご相談してください。

【提出先】

- ① 国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者の場合
住所地の市区町村役場
- ② 厚生年金保険または船員保険の被保険者の場合
勤務する事業所を経由してまたは直接、事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センター）
- ③ 国民年金第3号被保険者の場合
配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は

事務センター)

- ④ 厚生年金保険の第四種被保険者の場合
住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センター）
- ⑤ 最後に加入の年金制度が国民年金であり、第1号被保険者または任意加入被保険者であった場合
被保険者であった最後の住所地を管轄する年金事務所
- ⑥ 最後に加入の年金制度が厚生年金保険または船員保険であった場合
被保険者であった最後の事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センター）
- ⑦ 最後に加入の年金制度が国民年金であり、第3号被保険者であった場合
被保険者であった最後の住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センター）

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参